

## 会 議 の 経 過

議 長（川村重光君）

ご起立願います。

おはようございます。

ご着席ください。

本日の欠席議員を報告いたします。10番、円子徳通君から欠席する旨の通告がありましたので、報告いたします。

ただいまの出席議員数は11名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第5回六戸町議会臨時会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

直ちに本日の会議を開きます。

開議（午前10時00分）

議 長（川村重光君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、六戸町議会会議規則第124条の規定により、議長において、

6番 久 田 伸 一 君

7番 高 坂 茂 君

の両名を指名いたします。

次に、日程第2 会期の決定を議題といたします。

会期決定前に、議会運営委員会委員長の報告を求めます。

12番、苫米地繁雄君。

議会運営委員長（苫米地繁雄君）

報告いたします。

去る11月5日告示となり、本日招集されました令和2年第5回六戸町議会臨時会の会期等に関して、本日午前9時より議会運営委員会を開催し審議した結果、本臨時会の会期は、別紙日程案のとおり、本日11月27日の1日間とすることに決定いたしましたので、議員各位

には当委員会の決定にご賛同くださるようお願いを申し上げまして、報告といたします。

議 長（川村重光君）

議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、委員長報告のとおり本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日11月27日の1日間と決定いたしました。

次に、日程第3 諸報告を行います。

地方自治法第121条第1項の規定に基づき出席要求した者及び委任による出席者の氏名については、お手元に配付してあります出席者名簿のとおりであります。

次に、日程第4 提出議案の一括上程を議題といたします。

本臨時会に町長より提出されました議案は、承認第14号及び承認第15号、議案第49号から議案第51号までの5件であります。これを一括上程いたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（吉田 豊君）

皆様、改めまして、おはようございます。

早速ではございますが、提案理由説明を申し述べたいと存じます。

令和2年第5回六戸町議会臨時会の開会に当たり、議員各位のご参集を賜り、心から厚くお礼を申し上げます。

本臨時会では、承認2件、議案3件、計5件のご審議をお願いいたします。

それでは、本臨時会に提案いたしました案件について、その概要をご説明申し上げます。

承認第14号 六戸町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特

別措置に関する条例の一部を改正する条例を令和2年9月30日付、専決第16号をもって専決処分したものです。

本条例は、中小企業の事例承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、課税事務に支障を来さないよう措置するため一部改正したものであり、これを報告し、承認を求めるものであります。

承認第15号 令和2年度六戸町一般会計補正予算（第5号）を令和2年10月15日付、専決第17号をもって専決処分したものです。

その内容は、既定の歳入歳出予算の総額に2,045万8,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ70億9,743万3,000円としたものであります。

議案第49号 六戸町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案及び議案第50号 六戸町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案並びに議案第51号 六戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について申し上げます。

本案は、青森県人事委員会勧告に準拠し、それぞれの期末手当の支給割合を改めるため提案するものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明させていただきますので、ご審議の上、ご決議を賜りますようお願い申し上げます。提案理由説明とさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

議長（川村重光君）

町長の提案理由の説明が終わりました。

次に、日程第5 承認第14号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

税務課長。

税務課長（吉田史明君）

承認第14号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

議案書1ページをお開きください。

地方自治法第179条第1項の規定により、六戸町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を令和2年9月30日

に専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、承認を求めるものであります。

議案書3ページをお開きください。

説明補足資料1ページの新旧対照表も併せてご覧ください。

このたびの改正内容は、関係法律と関係省令の一部改正が令和2年6月19日に公布されたことに伴い、同年10月1日から施行されることから、課税事務についてもこれと同様の措置を講ずる必要があるため、条例を改正し、専決処分したものであります。

附則は施行期日を定めるものであります。

以上で承認第14号の説明といたします。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより承認第14号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、承認第14号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第6 承認第15号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（円子富浩君）

それでは、議案書の4ページからになります。

承認第15号 専決処分の承認を求めることについて説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年10月15日専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

6ページになります。

令和2年度六戸町一般会計補正予算（第5号）については、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,045万8,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ70億9,743万3,000円としたものであります。

その内容につきましては、別冊の補正予算に関する説明書に基づき説明申し上げます。ご用意願います。

5ページをお開き願います。

まず、歳出から説明申し上げます。

この補正につきましては、10月15日に全員協議会で説明申し上げました新型コロナウイルス感染症対応によるものが主な内容となります。

まず、2款総務費、1項総務管理費、12目新型コロナウイルス感染症対策事業費に、乳幼児等インフルエンザ予防接種助成事業並びにインフルエンザ予防接種商品券給付事業、自動胸骨圧迫装置整備に係る十和田地域広域事務組合への負担金、そしてプレミアム商品券発行支援事業補助金の追加に係る経費について、項の計で1,838万8,000円を計上。

次に、11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、1目農地農業用施設災害復旧費では、強雨により崩落した今熊堰水路の復旧事業費を項の計で207万円の計上となります。

次に、歳入についてですが、3ページになります。

当該補正の財源としましては、2,045万8,000円全額を20款繰越金において前年度繰越金を充てるものでございます。

以上で承認第15号の説明とさせていただきます。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

3番、種市正孝君。

3 番（種市正孝君）

補正予算に関する説明書の5ページのほうなんですけれども、先ほど課長のほうから説明あったとおり、全協のときにインフルエンザのほうの説明受けていたんですけれども、このインフルエンザ予防接種商品券給付というのがあるんですけれども、これは一旦、自己負担で1,000円払った分を後で商品券として戻ってくるということだったと思うんですけれども、これ期間的に商品券が自分の手元に届くまで、どのくらいの期間かかっているのか、また接種後、その辺ちょっとお聞きしたいんですけれども。

議 長（川村重光君）

福祉課長。

福祉課長（舘 泰之君）

商品券の状況というか、交付までの期間の状況なんですけど、診療所とちょっと協力体制を取りまして、診療所でやられております高齢者の方については、窓口でそのまま受渡しという手続を診療所の協力を得てやらせていただいております。

そのほかの部分、沼田医院とか福田眼科とかの部分に関しましては、毎月集計というか、月単位での請求を上げていただくときに、名簿というか、予防接種した予診票等がつかってきますので、そちらを確認しまして、1か月単位での商品券の郵便での送付ということをやらせていただいておりますので、月初めの請求後、何日か後に送付しているという状況なので、若干、月の最初のほうに打った人は1か月くらい待たされている方もいらっしゃるのかなど

いうところです。

また、診療所のほうの対応も10月29日から開始させていただいておりますので、その前に予防接種した方は1か月ほどちょっと遅れて郵送でという送付になっております。今の時点ですと、10月に接種した方には、もう既に全部、商品券のほう送らせていただいているという状況でございます。

以上です。

議 長（川村重光君）

3番、種市正孝君。

3 番（種市正孝君）

分かりました。

これから1か月、下手するとちょっと1か月半ぐらいかかってしまうということなんですけれども、中にはちょっと来ないな、来ないなと、かなり不安というか、ちょっとどうしたんだろうという声も聞こえるものですから、もし早めにできるようなシステムがあれば、もうちょっと早めにお手元に届くようなことをやっていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

以上、答えはいいですので。

議 長（川村重光君）

そのほかございませんか。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより承認第15号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、承認第15号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第7 議案第49号 六戸町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

総務課長。

総務課長 (川村星彦君)

それでは、議案第49号 六戸町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

議案書8ページから9ページ、補足資料2ページとなります。

第1条の改正は、令和2年12月支給の期末手当の支給割合を100分の5引き下げ、100分の157.5とするものでございます。

第2条の改正は、令和3年度の6月と12月の支給割合を同じ100分の160とするものでございます。

附則は施行日を定めたものでございます。

以上で説明を終わります。



議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第49号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、よって、議案第49号 六戸町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第8 議案第50号 六戸町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（川村星彦君）

議案第50号 六戸町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

議案書10ページから11ページ、補足資料は3ページとなります。

第1条の改正は、令和2年12月支給の期末手当の支給割合を100分の5引き下げ、100分の157.5とするものでございます。

第2条の改正は、令和3年度の6月と12月の支給割合を同じ100分の160とするものでございます。

附則は施行日を定めるものでございます。

以上で説明を終わります。

議長 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第50号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第50号 六戸町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第9 議案第51号 六戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（川村星彦君）

議案第51号 六戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

議案書12ページから13ページ、補足資料4ページとなります。

第1条の改正は、令和2年12月支給の期末手当の支給割合を100分の5引き下げ、100分の120とするものでございます。

第2条の改正は、令和3年度の6月と12月の支給割合を同じ100分の122.5とするものでございます。

附則は施行日を定めるものでございます。

以上で説明を終わります。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第51号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第51号 六戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案は原案のとおり可決いたしました。

以上で、本臨時会に付議されました事件は全て議了いたしました。

これをもちまして、令和2年第5回六戸町議会臨時会を閉会いたします。

ご起立願います。

お疲れさまでした。

閉会 (午前10時24分)